

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に違反の是正を求める
陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 93 号

受理年月日 平成 24 年 6 月 18 日

付託年月日 平成 24 年 6 月 26 日

陳情者
.

陳情原文 この法律の第三条（職員派遣の期間）

- 1 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。
- 2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

財団法人江戸川区環境促進事業団から引き続き公益財団法人えどがわ環境財団となっている派遣職員について法律第三条の 1、三年を超えることができない。

したがって第三条の 2 の延長に必要な書面又は示すもの

- 1 任命権者が必要と認めることを示すもの
- 2 職員派遣の同意を示すもの
- 3 引き続き五年を超えないことを示すもの
- 4 派遣先団体との合意を示すもの

以上 4 点をもって五年の延長が認められます。開示を求めます。

平成 23 年 9 月に発足した公益財団法人えどがわ環境財団の評議員として、副区長・区議会議員 2 名の意見を求めます。

区のコンプライアンス（法令等遵守）体制について資料が出ると考えますので法律第三条の 2 における、この環境財団に派遣の期間三年を超えた職員について、上記で示した から の書面もしくは示すものにより、この法律の適正かつ是正を求めます。